（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県［一　略］	［略］	［略］	［略］
］			
二　その他の土木費	人口		密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B+C)\times 0.800}{A}$ 算式の符号 ［略］ B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=5}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$ $A_n\times(1-C_n/B_n)$及び$D_n\times(1-F_n/E_n)$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］ C　次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第２条第２号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）、旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和55年度以降管理開始されたものに限り、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第１項において準用する

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあつては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県［一　同］	［同上］	［同上］	［同上］
上］			
二　その他の土木費	人口		密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B+C)\times 0.806}{A}$ 算式の符号 ［同左］ B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=4}^{7}\{A_n\times(1-C_n/B_n)+D_n\times(1-F_n/E_n)\}$ $A_n\times(1-C_n/B_n)$及び$D_n\times(1-F_n/E_n)$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］ C　次の算式によつて、公営住宅法改正法の規定による改正後の公営住宅法（以下「新公営住宅法」という。）第２条第２号に規定する公営住宅（以下「新法公営住宅」という。）、旧公営住宅法に基づき整備された公営住宅（昭和55年度以降管理開始されたものに限り、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第１項において準用する